

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	佐藤 政俊
所属又は職業等	筑前海資源管理手法検討委員会 会長 福岡県漁業協同組合連合会 代表理事会長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・資源管理の必要性、持続的な資源利用について、福岡県の漁業者はこれまでもしっかり取り組んできました。この考え方は、過去も未来も変わりません。
- ・今回、MSYを達成するには、漁獲量の大幅削減が必要との資源評価結果が出ていますが、福岡県では、自主的な資源管理に取り組み、マダイ資源は過去数十年間にわたり安定しており、資源管理はうまくいっていると考えます。多くの漁業者が、そう実感しています。そのような中、今回のような極端に厳しい資源管理が必要なのか、たいへん疑問に思っています。
- ・現場感覚とも乖離した評価結果になってしまったのは、評価に必要なデータが十分揃っていないことによると思います。データが不足している中、研究機関の皆様にはご努力いただいたと思いますが、研究者からも評価精度への疑義の声が聞こえます。十分なデータが揃った後、改めて新たな資源評価を提案していただく方がよいと考えます。もちろん、その間、暫定的な管理計画を定め、資源管理に努めることは重要だと思います。
- ・国は、我が国全体の漁業生産の8割をTAC管理するといった目標達成のために議論を進めるのではなく、漁業経営の面も考慮して検討していく必要があると考えます。また、漁協経営、流通加工や小売り等事業者への影響も考慮すべきです。このような、地域の生活や経済にも大きく影響する極端な管理にならないよう配慮しながら検討をお願いします。
- ・資源管理は、漁業者の生活に直結する大きな問題です。ロードマップにも「新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得たうえで進める。」と明記されています。締め切りありきで議論を打ち切ることのないようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・漁業者や漁協の負担とならない漁獲報告の収集体制の整備が必要と考えます。あわせて、近年、浜売りや直売といった漁協や市場を通らない販売形態が増えており、それらを正確かつ迅速に把握する報告体制の整備が必要です。また、出荷単位もkg単位のほか箱単位（大、中、小）と多岐に渡るため、kg単位に変換する統一的な基準を決める必要があります。

- ・漁獲情報のデジタル化については必要と考えますが、諸事情で国事業の活用が遅れています。令和4年度以降も事業を継続して支援するようお願いします。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・資源評価結果をみると、現状の漁獲圧であれば、漁獲量、親魚量ともに一定量維持できるものと考えます。現状の漁獲圧を維持することで、資源を維持できるのではないのでしょうか？
- ・親魚量、漁獲量が一定量維持できるS Y管理で、親魚量、漁獲量の将来予測表を作成して頂きたいです

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・今回提出されたM S Yを基準にした10年後の目標管理基準値案では、2022年の漁獲量は現在の半分以上となりとても生活が出来る水準ではありません。また、目標管理基準値も極端な値であり、現実的なものとは思えません。漁業の現状や経済面を考慮し、極端な管理とならないよう配慮が必要と考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・漁獲量を把握する上で、市場出荷、直売等の多岐にわたる流通情報の集約又、情報収集の簡易化、情報基準の統一等が課題と考えます。デジタル化と併せて国の支援が必要と考えます。
- ・漁獲実績から、大きく切り下げた漁獲可能量が配分された場合、漁業種間の漁獲可能量の配分調整が非常に困難と思われます。このような場合の、配分調整の基準を示していただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・休漁日の設定や体長制限（13 cm以下再放流）などの自主的な取組に加え、許可漁業であるごち網は、操業期間が基本的に5月1日から12月31日（一部4月操業有）までと定められています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・一双、二双吾智網漁業
- ・一本釣漁業
- ・はえ縄漁業
- ・小型定置網漁業
- ・市場関係者、仲卸業者等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ステークホルダー会合で用いる資料は、漁業者に分かり易いよう作成して頂きたいです。
- ・また、S H会合の資料について、地区の漁業者間で十分な議論を行い、S H会合に参加できるよう、一定期間の余裕のあるスケジュールで事前に資料を公表した上で、S H会合を開催していただきますようお願いいたします。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・漁業者だけではなく遊漁者、レジャー船等も管理の対象とする必要性があると考えます。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲を大幅に切り下げることにより、これまで築いてきた天然マダイの流通が養殖マダイに置き換わるのではないのでしょうか。
- ・資源評価に遊漁船、諸外国の漁獲は反映されていますか。遊漁船の漁獲量は漁業者並みに多いと考えております。
- ・今回の目標管理基準値、親魚を 39,300 t まで増やすことが現実的であると考えますか。食害や魚の質に与える影響は検討されたのですか。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	萩原 利男
所属又は職業等	九十九島漁業協同組合 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当地区では古くからごち網漁業にてマダイの漁獲を行い、その漁獲高は漁家経営を大きく左右する。このことから40年にも渡りマダイの種苗放流を行い、さらに漁業者の協議により月2回の休漁日を設けている。
この様に資源保護を行いつつ事業継続に努めている。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

魚体の大小で箱売りや活魚による販売等があるので、漁獲報告の方法を整理しなければならない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当組合は長年に渡りマダイ種苗の放流を実施しており、尚且つ休漁日を設け資源保護に努めている。このようにマダイの資源保護策を講じている組合は漁獲数量制限の際、制限数量に対し何らかの緩和策をお願いしたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

放流種苗の扱いはどのようになるのか？

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・マダイの漁獲期は3月から5月が最も多いが、広く回遊していることからTACが設定されて他地域が豊漁だった場合に当地区での漁獲機会が制限される恐れがあることが危惧される。
- ・大量に漁獲する漁業種類と小型漁船による沿岸漁業者の区別が必要。
- ・遊漁者の漁獲管理はどのように行うのか？

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	片山 和彦
所属又は職業等	五島ふくえ漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

マダイは様々な漁法で年間を通して漁獲されることから、各漁業者の漁獲データを毎月集約できる漁協システムの構築が課題になるものと思われる。員外者や不特定多数者の水揚げをどう管理するのか疑問である。又、今後、TAC 管理になる対象魚種が増える方針ということもあり、報告作業を簡略化できないか検討してもらいたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

できれば、クロマグロも含めて、一本釣り（曳縄・延縄を含む）による漁業は、 枠の設定（TAC 管理）の範囲から除外して頂きたいというのが、本心ではある。
--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	小楠 彰人
所属又は職業等	箱崎漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

マダイは当地区の一本釣り・延縄漁業における漁獲対象魚種であり、漁業者の重要資源となっている。また、定置網漁業においても、春先の通り鯛が入網する等、重要な漁獲資源である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲規制がかかれば漁業収入に影響が出るばかりか、定置網においては、特定魚種の入網を選択回避することが困難なため、再放流などの作業により操業そのものに支障をきたすことが懸念されることから、過度の漁獲制限とならないことを要望する。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	植木 忠勝
所属又は職業等	美津島町高浜漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当漁協では、延縄、1本釣り、イカ釣り漁業がさかんに営まれている。マダイの漁獲量は近年増加傾向であったが、新型コロナウイルスの影響を受け、魚価の低迷によりマダイの操業を控える漁業者もいることで漁獲量は減少している。

当漁協では、長年マダイの種苗放流を行い、この取組により漁獲量も増加を図っている。

マダイは当漁協にとって重要な魚種であり、過度な漁獲制限を行った場合、漁業者の漁家経営に影響を与える為、国は漁業者の意見を十分に聴き資源管理を行って頂きたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

マダイは活魚でも取扱うため、出荷時に重量を測らないので市場の仕切り書がきてから正確な漁獲高は把握する事となる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・クロマグロ資源管理のように漁獲制限が掛かった場合、マダイの再放流、操業自粛となるのか、また、他の方法で行うのか検討してほしい。
- ・種苗放流を継続していく必要があり、種苗放流の効果を考慮した漁獲シナリオを検討してほしい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

混獲の考え方はどのようになるのか。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

放流区域の禁漁設定

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

対馬市内の全漁協・漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

数量の設定、配分はどの様になるのか。

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源管理を行う上で、クロマグロ資源管理のような厳しい取組状況になるのか、改善されるのか、また、マダイを狙わない他の漁業に影響をしない様に考えるべきである。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	吉岡 巖
所属又は職業等	布津町漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当漁協において主にマダイを対象に営んでいるのは組合員によるごち網漁業であり、近年は50～70トンの水揚げである。今回、対象となる水産資源は、マダイ日本海西部・東シナ海系群と大きな括りになっており、有明海の中の地先漁場のみを操業区域としている漁業では、この中のごく一部の資源を利用しているものであり、資源管理の対象と考えている系群にどの程度の関与があるのか分からない。漁業者にも理解しやすいような説明をお願いする。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁協に所属する組合員は、ほぼ漁協に水揚げするので量は把握できるが、直接販売されたものについては漁協では把握できない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

地元では昔からの伝統で、正月用に小さいサイズの需要がある。目標設定の際にサイズごとに数量を設定する場合は、地元に残る伝統的な風習などについては一定の配慮をお願いする。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

自然の環境に大きく左右される漁業であるので、年によっては漁獲量に大きく幅が出ることが考えられる。このような時にも対応できるように、数年単位での管理など考えてもらいたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、休漁日の設定による資源管理に取り組んだばかりであり、これ以上の規制についてはもう少し時間をかけてもらいたい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	山中 兵恵
所属又は職業等	平戸市漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当漁協所属のごち網漁業については、11ヶ統が操業し、漁獲量約170トン、漁獲高74,000千円をあげ、1ヶ統あたり平均6,700千円の水揚げがあります。大半がマダイによるものです。
マダイの漁獲制限が発布されれば当漁協の漁業者にとって、死活問題になるおそれがあります。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大臣管理区分 巻き網等

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

沿岸の漁業者は、小規模経営がほとんどです。
大臣許可等の大規模な企業のみ漁獲制限が適当と思われます。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	斎藤 晃
所属又は職業等	長崎県水産部長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県では、マダイは船びき網（ごち網）漁業や、釣り漁業、刺網漁業、定置網漁業、小型底びき網漁業で漁獲されており、それらの漁法のほとんどは免許漁業や県漁業調整規則に基づく知事許可漁業であり、本県は免許・許可庁として適切に漁業を管理する必要がある。

漁法別では、ごち網漁業で県内総生産量のおよそ5割を漁獲し、離島地区においてはマダイを季節的に専獲する延縄漁業者がいる等、専獲、非専獲に関わらず多種多様な漁法で漁獲されている。

漁獲されたマダイは主に鮮魚で出荷される他、活魚や加工向けとして国内各地へ出荷されており、本県を代表する大変重要な魚種である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

マダイ漁獲の特異性として、漁獲の多くを占めるごち網漁業では、3歳以下の漁獲が非常に多く、漁獲物の年齢組成が極端に若齢に偏ることにより資源評価に強い影響を与えている可能性が高い一方で、高齢魚（4歳から10歳+）については漁獲にあがりにくいことから、漁獲データでは示すことができない産卵親魚が、実際にはかなり多く存在すると考えられる。

また、遊漁による採捕も相当量に及ぶと考えるが、その採捕実態がほとんど把握されていない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲年齢データの偏りや遊漁による採捕を十分考慮した、より精度の高い資源評価が行われることが必要不可欠である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

本県のマダイの漁獲量は全国上位であり、季節的に専獲するごち網漁業や延縄漁業のほか、釣りや刺網、定置網など多種多様な漁業種類で周年を通じて漁獲が行われるなど、多くの漁業者が依存する重要資源の一つであるため、日々漁業の現場でマダイに向き合っている漁業者の意見を汲み取った資源評価並びに漁家経営に配慮した漁獲シナリオの導入が優先されるべきと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

数量管理を円滑に導入する上では、漁獲年齢データの偏りや遊漁による採捕を十分考慮した、より精度の高い資源評価が行われることが必要不可欠であり、これら課題が解決され漁業者の十分な協力と理解が得られた後に漁獲量管理が導入されるべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

マダイを採捕する漁業がさかんな地域では、種苗放流や資源管理計画に基づく休漁日の設定等の自主的な資源管理措置を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

マダイは専獲しているごち網漁業で県内漁獲のおよそ5割、非専獲のその他多くの漁業種類で5割を占めているため、ごち網漁業者はもとより、それ以外の漁法を営む者も含め、県内各地の漁業者から幅広く意見を聞く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者が納得して資源管理に取り組めるよう、漁獲年齢データの偏りや遊漁による採捕を十分考慮した、精度の高い資源評価に基づいた数量管理の必要性を示してほしい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

中型まき網漁業の漁獲が9割以上を占める先行TAC魚種である、まあじ、まさば及びごまさば等の漁獲実態とは大きく異なっており、先行TAC魚種の操業形態と比較しても、マダイは沿岸域の多種多様な漁業種類で漁獲されていることから、漁獲制限を行う場合にどのような漁業区分にするのか、漁獲が積みあがった場合の採捕制限をどのように行うのかなど、管理手法の導入・設定に非常な困難性を有している。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	石田 勝
所属又は職業等	新松浦漁業協同組合 参事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

新松浦漁協は長崎県北部に位置し、伊万里湾に浮かぶ旧福島漁協（昭和42年に福島大橋により、本土と架橋）旧鷹島阿翁漁協（平成21年度鷹島肥前大橋により、本土と架橋）松浦市本土の旧松浦漁協、旧新星鹿漁協の4漁協が平成17年12月1日に合併し誕生しました。湾口には黒島、青島、湾内には飛島等などの大小の島々があり、湾奥に福島、その奥に伊万里市があり、沿岸漁業の生産基盤となる絶好の海域でもあります。湾内と外海との海水交換は津崎、青島、日比の3つの水道で行われ、伊万里湾奥の佐賀県側から伊万里川、有田川、長崎県側は今福川、志佐川などの大小の河川水が流入する好漁場です。

伊万里湾内はマダイの産卵場所となっており、伊万里湾内で育ったマダイが、沖合で盛んに行われているごち網漁で漁獲されております。ごち網漁は当漁協の主要な産業の一つであり、ごち網の漁獲量の多寡は本漁協の経営にも大きな影響を与えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

市場からの仕切り等が主です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

ごち網は当漁協の主要な産業の一つであり、特に魚種ではマダイ類が5割の漁獲を占めており、参考人もごち網漁をして生計を立てております。今回、新たにTAC魚種にマダイの追加が検討されており、漁獲制限が出された場合、対象資源に深いかかわりを持つ、漁業者の首を締めることは間違いなく、マダイは当漁協の漁獲高に占める割合も高いことから当漁協の経営においても影響は計り知れないものとなりますので、行き過ぎた漁獲規制をとられないように強く要望します。一方でこれまでも毎年、漁業者は種苗放流や藻場育成などを実施してきており、今後も資源管理は必要であると考えています。このようなこと

から、私たち漁業者が安定した生活が営まれるよう、当漁協においても活魚を主体に「量より質」という考えが浸透するよう強く意見していこうと考えています。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

新松浦漁協の全体の水揚高

H30 年度 → 約 33 億円

R 1 年度 → 約 35 億円

R 2 年度 → 約 29 億円

全体の水揚高の内漁船漁業の水揚高

H30 年度 → 約 11 億円

R 1 年度 → 約 10 億円

R 2 年度 → 約 10 億円

漁船漁業の水揚高の内ごち網の水揚高

H30 年度 → 約 4 億 0 千万円 36.0% 約 954 トン

R 1 年度 → 約 4 億 6 千万円 46.0% 約 987 トン

R 2 年度 → 約 3 億 9 千万円 39.0% 約 960 トン

ごち網漁業の R 2 年度水揚高の内タイ類水揚高の割合

R 2 年度 → タイ類全体 ・約 505.8 トン 52.6%

R 2 年度 → イトヨリダイ ・約 241.7 トン 25.1%

R 2 年度 → イサキ類 ・約 20.6 トン 2.1%

R 2 年度 → カマス類 ・約 18.0 トン 1.8%

タイ類全体を細かく分けると。

R 2 年度 → マダイ ・約 348.6 トン 36.3%

R 2 年度 → チコダイ ・約 132.5 トン 13.8%

R 2 年度 → レンコダイ ・約 24.7 トン 2.5%

当漁協においては、伊万里湾内で産卵したマダイが成長し沖合に移動しその沖合で盛んに行われているごち網漁でマダイをはじめとするタイ類が多く漁獲されている状況にあります。ごち網漁は当漁協の主要な漁業であり、近年の水揚高は約 4 億円、水揚量は 1, 0 0 0 トン弱を推移しており、漁船漁業の全体水揚高の約 4 割を占めております。その中でも、タイ類が約 5 0 5 トンと水揚量の半分以上を占めており、当漁協においては、タイ類は大変重要な漁業資源であります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

当漁協では、特にごち網において、鮮魚受け取りサイズを内規で取り決めており、大ダイは39cm以上、マダイは25cm以上、チコ・やレンコは21cm以上と決めています。

当漁協のごち網漁業は長崎県知事から許可を受け、操業期間と区域の制限がある中で操業しています。

【A 区域】 3月1日～12月31日まで】 操業期間と区域が許可

【B 区域】 9月1日～11月30日まで】 //

【C 区域】 3月1日～ 4月30日まで】 //

【C 区域】 8月1日～12月31日まで】 //

【休漁期間 1月～2月 2ヵ月間】

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

原油価格の高騰に同調して資材等の価格も上がり、沿岸漁民は今も苦しい経営を強いられている中、いかに漁具を傷めずに漁をするか。また、魚価の低迷が続く中、夏場でも活魚で出荷できるよう工夫を凝らすなど、生活の安定に向けて漁業者は必死に取り組んでいます。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	高平 真二
所属又は職業等	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

長崎県においてマダイは県下のあらゆる地域で、ごち網、刺網、定置網、一本釣り、延縄、底びき網等様々な漁法で漁獲されており、全国有数の水揚げ地となっている。また、県下の浜においては漁業者や関係団体による種苗放流等、資源の維持への取り組みも行われている。もし厳しい漁獲制限等が課せられれば、県下漁業者全体へ大きな影響が及ぶことが懸念される。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

基本は漁業者が自ら漁獲量を報告することとなっているが、全ての漁業者が定期的な漁獲報告をできるとは考えにくく、漁協へ漁獲報告を委託することが最も確実な方法ではないかと考える。しかし、漁獲報告の委託をするか否かに関わらず、最終的には個々の漁業者の協力が不可欠であり、漁業者に漁獲報告義務に対する認識を深めることが最も重要なポイントである。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

マダイについては、近年は生活スタイルの変化や養殖魚の品質向上により、需要が減少傾向にあり、魚価そのものの下がっている。このため漁業者も、マダイの価格が下がる時期は漁獲対象魚種を変える等の対応を取っており、必ずしも「水揚げの減少」イコール「資源の減少」の図式は成り立たない。にもかかわらず、漁獲量をもとに資源量が算出されており、資源評価そのものの信憑性に疑問を感じる。また、ここ数年マダイの水揚げは安定しており、資源の状況も良好であると推察され、漁獲制限等の措置の必要性は感じられない。

資源評価においては、水揚げ量の減少が単純に資源の減少によるものばかりではなく、価格の下落等による漁業者自らの獲り控えも影響していることも十分に考慮してもらいたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、本県においては各地で種苗の放流等が行われており、一定の効果があるように感じられる。漁獲制限ばかりを強化するのではなく、種苗放流も併せて検討した方が良いのではないかと？
--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

時期的にマダイを専獲する漁業種や地域の漁業者。漁獲に占めるマダイの割合の多い漁業者。
--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

現状でもマダイは一定の水揚げを維持しており、相場次第では漁業者が獲り控えている状況である。親魚量を今の3倍以上(39,300トン)まで引き上げることが本当に必要なのか説明してほしい。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	後藤 正喜
所属又は職業等	志々伎漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

志々伎漁協は長崎県平戸島の南端に位置し、宮の浦支所、紐差支所を有し、漁業経営体数 525 戸、漁船隻数 399 隻である。志々伎漁協管内では、一本釣り、刺網、ごち網などの漁法で操業している。マダイは3月～6月、10月～12月が最盛期で組合員の多くはマダイに依存している。特にごち網漁業はマダイ全体の6割から7割を占めており、マダイの資源管理の規制を強化することは漁業者の漁家経営を圧迫することになり、漁協の経営にも多大な影響を及ぼすことになるため、漁獲規制の強化に対して強く反対する。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

何百種類もの魚種を取り扱うにあたり、現場での収集体制を変えるのは難しい。例えばすべての魚種のキロ数を計るとなれば、作業効率が低下する。現在より効率が良い収集体制があれば、検討したい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

数量規則による操業停止等の措置は厳しい。高齢化が進む漁業で組合員の主力である一本釣りが規制されると、漁業者の生活は不安定になる。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲物によって、箱扱い、キロ数扱い、活魚、鮮魚等単価もそれぞれ違うので、数量を把握するのが煩雑となる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

数量管理も必要であるが、まき網等の漁具の規制、産卵期等に禁漁期間を設けるなど改善すべきである。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

タイ等で生計を立てている組合員が多い。数量規制により操業規制されれば組合員の生計に大きく影響する。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

数量管理をすると漁獲制限がかかる場合があり、その場合、漁家の生計に大きく影響することになるので、漁業者の生活を保障してもらいたい。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	森口 哲雄
所属又は職業等	天草漁業協同組合 副組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・栽培漁業対象種として、関係漁協、県、市町が予算化し共同放流しているため、種苗放流を反映した漁獲枠を設定していただきたい。
・管理の基準となる MSY の算定に種苗放流の効果も反映すべきではないか。
・遊漁による資源への影響が不透明な中で、漁業者だけによる資源管理を行っても効果がないと考えらるため、遊漁への数量規制も検討していただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・水揚げの多くは漁協が把握しているが、一部は漁業者が県外へ出荷するため、正確な漁獲量の把握は困難。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価の検討に用いたデータに不足がないか、特に遊漁の影響を考慮しなくてよいか、精査すべき。
・遊漁の影響を考慮しないことで、資源管理基準が実態よりも厳しく設定された可能性がある場合は、早急に数量規制を導入すべきではない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・急激な漁獲規制は漁業の衰退を招き、資源が回復したときには漁業者がいない、という状況になりかねない。
・TAC 管理を導入する場合、はじめは緩やかな管理にするなどの工夫が必要。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・漁協の零細化や漁業者の高齢化が進むなかで、広範囲かつ多様な漁業種類で漁獲されるマダイで漁獲量を迅速かつ正確に把握することは、現場に多大な労力を強いることになる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 体長制限（海区漁業調整委員会指示：一部海域での 15cm 以下の採捕禁止）
（県漁業調整規則：県内全域での 5cm 以下の採捕禁止）
- ・ 種苗放流

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 県内全域の吾智網、はえ縄、一本釣漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 資源評価では過漁獲と判断されているが、実態として漁獲量は安定しており、今以上に漁獲圧が増加することは考えにくいため、本当に数量管理が必要か議論すべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ まき網、小型底びき網、はえ縄、釣り等。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	宍道 弘敏
所属又は職業等	鹿児島県商工労働水産部水産振興課 技術専門員

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・主要浮魚類とは異なり、沿岸漁業が主体で遊漁対象としても人気の高い本種を数量管理の対象とすることは、著しい困難が予想される。行政コストに見合った効果が期待できるか疑問。
- ・市場外流通、相対取引、遊漁など、本種の資源利用・流通実態は地域によって多様かつ複雑であり、国が進める漁獲情報デジタル化によって短期間のうちに迅速・正確な漁獲情報収集体制が構築できるか疑問。
- ・漁獲量上位種から順に TAC 管理に移行していった場合、上記問題を抱える本種資源を無理に TAC 対象とせずとも、「全体の 8 割が TAC 管理されている状態」は達成可能。
- ・本種資源に与える遊漁のインパクトは無視できない（例えば、神奈川県における、漁業者による漁獲量より遊漁者による釣獲量の方が多いとする報告（今井，1994，一色，2012），鹿児島湾における、遊漁者による釣獲量は漁業者による漁獲量の約半分程度とする報告（増田，2001）など）。クロマグロでも苦労している遊漁の数量管理を、どのように本種の数量管理に導入するつもりなのか。
- ・沿岸漁業の現場においては、機船船曳き網漁業（シラス漁業）によって、マダイの幼魚がしばしば混獲されるが、シラスをカタクチイワシの TAC 管理から切り離すのと同様、この混獲分も本種の数量管理の対象から外すのか？外すとなった場合、その他の漁業種類に従事する沿岸漁業者の不公平感到どう応えるのか？含むとなった場合、海上投棄していた幼魚を持ち帰らせ、数量報告を義務付けるのか？といった各種の課題がある。
- ・今般示された資源評価結果、とりわけ将来予測は、資源生物学的にみて本当に正しいのか？自然死亡係数に島本（1999）を採用しているが、日本海西部・東シナ海系群の自然死亡係数として瀬戸内海東部海域の知見を採用することの是非？

- ・長野・片山（2015）は、1998 年以降の日向灘産マダイの肥満度は、1989 年以前と比較して低く、産卵期が 2 ヶ月早まり、成熟サイズは 50mm 大きくなったと報告している。また、肥満度と水温の間に負の相関関係が認められ、高水温化により食物環境が悪化した結果、肥満度が低下し、産卵期や成熟サイズが変化したと推察している。過去 30 年間、本種資源量は概ね安定しており、漁獲圧・漁獲量も安定しているが、1988/89 年に発生したとされるレジームシフト以降、温暖期が継続していることから、資源はレジームシフト以前の環境に比べて低い水準で安定しているものと推察される。このような環境下において、今般示された将来予測のとおり、劇的に産卵親魚量が回復する見込みが本当にあるのか？
- ・仮に将来予測通りに資源が回復したとして、MSY6,720 トンの内訳は、約 4 割が 7 歳以上魚となっているが、市場価値が高いのは 1~2kg サイズ（3~5 歳）であり、資源がこのような年齢組成になったからといってこの組成のとおり資源が利用されるとは限らない。
- ・解析のベースとなる年齢分解に使用している成長式、あるいは Age-Length Key は、どの時代のものを使用しているのか？上記のとおり、成長・成熟等の生物学的特性は水温環境や餌料環境によって変化し得る。漁業者が、ほんの一時期であっても漁獲を抑制しなければならないようなシナリオを提案するのであれば、現下の資源評価に相応しい生物情報を使用し、漁業者が納得できる評価結果を示す必要がある。

（２）各論に関する御意見（各項目に関する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

県別・魚種別・漁業種類別統計は、現時点で農林水産省 HP により令和元年度しか公表されていない。TAC がどの県でどの漁業種類で設定されるのかを予測するためにも、少なくとも直近 3 年分については公表を行うよう要望する。農林水産省 HP による全魚種の公表が間に合わない場合、せめて資源評価報告書には掲載して欲しい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

同系群については、複数の県で県別の TAC 配分が行われる可能性がある。各県内での定置網の漁獲量比率はおおむね低いものの、県別の TAC が上限に達するなど、マダイの漁獲制限が行われる場合、定置網でマダイが混獲した際に、マダイの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてマダイが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはマダイの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

長崎県の定置漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）